

携帯電話緊急充電器工業会

MEIA

工業会規約

制定 2005年11月30日（改訂第01版）
2006年06月20日（改訂第02版）
2006年07月10日（改訂第03版）
2006年11月17日（改訂第04版）
2008年04月11日（改定第05版）

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、携帯電話緊急充電器工業会と称する。

英訳を、MOBILE-PHONE EMERGENCY-CHARGER INDUSTRY ASSOCIATION. とし、英略称をMEIAとする。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦と共通の利益をはかり、表示の統一など本業界の総合的発展を目的とする。

本会員は、会員の製造又は、販売する携帯電話充電器に於いて、本協会の規定に従う。

第3条（事務局）

本会本部を、東京都文京区本郷3 - 1 2 - 9に置く。

第2章 会員

第4条（会員の資格）

本会は、次の資格を有する事業者とする。会員は、正会員・準会員とする。

- （1）正会員は、3年以上緊急充電器を製造する、国内外に自社及び系列会社が工場を有する日本国法人、又は緊急充電器を発売元として3年以上発売する日本国法人とする。
- （2）準会員は、上記期間以下の製造を業とする日本国法人、又は発売元とする日本国法人とする。
- （3）準会員は、MEIAロゴ他、会の説明表記を省いたMEIA規約に準ずる表記を1年間実施後、正会員申請手続きを経て正会員とする。

第5条（入会の申し込み）

- 5 - 1 第4条の資格のある者は、何時でも所定の手続きをへて、入会を申し込むことができる。
- 5 - 2 入会申込者は、MEIA品質表示規定に従い、入会申し込み時に製造、販売しようとする主商品（電池式、AC式、車載電源式、USB電源、その他複合品において、基本回路が異なる製品）それらのデータ及び商品パッケージのサンプルを提出し、今後、製造・販売しようとする全ての商品が、MEIA規格で出荷可能な体制が整う時期を書類にて申告し、承認を受ける。
- 5 - 3 技術委員会は承認に必要な全てのサンプル及びデータの提出を受けた時点で審査、測定を開始し、その結果が品質表示規定に合致すれば、直ちに運営委員に確認を取り、会員の同意を持って承認とする。
- 5 - 4 加盟を承認された者は、MEIA品質表示規定に基づき、規定に合致した商品及び関連資料以外には本会ロゴマーク、表示などは使用できない。
また、入会后、できる限り速やかに全ての商品をMEIA規定品とし、規約5 - 2条で申請して承認された期日を超過することのないようにする。

第6条（入会の承認）

入会の承認は、運営委員会が行う。

但し、運営委員会は入会申込者が第4条、第5条を満足していれば、如何なる理由でも入会を認めるとする。

携帯電話緊急充電器工業会 規約

第7条（脱会）

会員は、脱会しようとする時は、予め2ヶ月前までにその旨を書面にて会長に届け出なければならない。

会員会社が解散した時は、脱会したとみなす。

脱会した会員は、本会に対する一切の権利を失い、義務を免れる。

但し、本会ロゴマーク、表示などは使用できない。

又、未納の会費は納入し、既納の会費、その他の拠出金品の返還は一切請求できない。

第8条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当したときは、運営委員会の3分の2以上の多数をもって除名することができる。

- 1 - 1 本会の名誉を汚し、または、本会の事業を妨げ会員の事業活動に著しく支障が認められたとき。
- 1 - 2 本会の名を使用し、本会員または、非会員を誹謗中傷、逸脱した営業により本会員または、非会員の事業活動に著しく支障が認められたとき。
- 1 - 3 本会の定める品質表示規定に逸脱したと確認され、改善されなく、本会の運営活動に著しく支障が認められたとき。
- 1 - 4 会費を滞納し、催促後1ヶ月以内に支払わないとき。

第8条-2（休会）

会員が次の各号のいずれかに該当したときは、運営委員の過半数以上の多数をもって休会扱いとすることができる。

- 2 - 1 MEIA工業会規約及び、品質表示規定に著しく異なる製品の出荷が確認され、その回収、修整をMEIAより指摘されても、改善が見受けられないとき。
- 2 - 2 MEIA工業会規約及び、品質表示規定の履行に関して、すべての運営委員が承諾したうえでのMEIA規格品の出荷期日に間に合わず、且つMEIAよりの実行催促にも拘らず履行が大幅に遅れていることが確認されたとき。
- 2 - 3 MEIA総会で承認された、資料、サンプル等の提出が定められた期日に間に合わず、且つMEIAよりの実行催促にも拘らず大幅に遅れていることが確認されたとき。
- 2 - 4 休会の手続きは必ず当該会社の釈明等を受け、その内容を運営委員に開示しての協議とする。
- 2 - 5 休会の会社は休会の指定を受けた翌月よりの会費は無しとする。
- 2 - 6 休会を指定された会社においては、既にMEIA表記の製品は、MEIA事務局に申し出てより、半年間はその表記を使用可とする。ただしその後は使用権利を失う。
- 2 - 7 休会を指定された会社は、MEIA会員規約及び、品質表示規定を遵守できる体制が整い次第、工業会規約第5条に準ずる手続きを踏まえ、その代表的製品、データをMEIA事務局に提出し、総会にて運営委員よりの承認を得て、正規会員に復帰することができる。

第3章 会員の権利、義務

第9条（権利）

会員は、本会に対し次の権利を有する。

- （１）総会に出席し、議決権を行使すること。
- （２）本会の業務に支障のない範囲内で本会の義務、経理の状況について説明を求めて、資料および、帳簿を閲覧すること。
- （３）本会で定められた ロゴマーク、表示を商品に掲載する権利。

第10条（義務）

会員は、本会に対して、次の義務を負う。

- （１）本会の規約及び決議を遵守すること。
- （２）本会で定められた手法、手順で商品に関わる表示をすること。
- （３）所定の入会金、会費その他の拠出金を支払うこと。

第4章 事業

第11条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （１）会員相互の親睦をはかり、意見の交換を行うこと。
- （２）携帯電話緊急充電器業界の品質改善、規格の制定、改廃その他、業界の発展に寄与する事項について、主管庁および、関連業界に提案すること。
- （３）携帯電話緊急充電器業界の向上のため、使用者側にたった、わかりやすい、平等な業界標準の規格を作成すること。
- （４）その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第5章 役員

第12条（役員）

本会に次の役員を置き、運営委員会を組織する。各役員は、委員長兼務を認める。

会 長 1名
副 会 長 1名
運営委員 若干名
監 事 1名

本会に、顧問、顧問弁護士を置くことができる。

第13条（役員を選出）

運営委員及び監査は、会員の中から推薦し、総会に於いて選出する。

会長・副会長は、運営委員会に於いて推薦し、選出する。

顧問は、運営委員会の承認を経て会長が囑託する。

第14条（任期）

役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

携帯電話緊急充電器工業会 規約

第15条（補欠）

会長・副会長の補欠及び運営委員・監事の補欠は、運営委員会に於いて選出しなければならない。但し、会長及び監事の補欠については、本会の業務に差し支えない場合、次の改選期まで選出を延期することができる。

補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第16条（役員の職務）

役員は、下記の職務を分担する。

- （１）会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- （２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合は、会長の職務を代行する。
- （３）運営委員は、運営委員会を構成し、本会の重要事項を審議決定する。
- （４）監事は、会計を監査する。

会長は、その職務を遂行するため、事務局長を任命する。

尚、事務局長の職務は、次の通りとする。

- （１）事務局長は、事務局を統括し、事務を掌握する。

第6章 会議

第17条（会議）

本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

第18条（総会）

総会は、会員で組織し、会長がこれを招集する。

定時総会は、毎年3月に開催する。

但し、運営委員会に於いて必要と認めたととき、別途開催する。

第19条（会議）（総会の議決事項）

総会は、次の事項を議決する。

- （１）本規約の変更。
- （２）事業計画。
- （３）収支予算。
- （４）会費、入会金の変更。
- （５）その他運営委員会の必要と認めたと事項。

第7章 委員会

第20条（総会の招集）

総会の通知書は、日時、場所および議案を表示して、少なくとも14日前に会員宛に発送しなければならない。

第21条（総会の成立および議決権）

総会の議決は、会員の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数をもって行う。

会員の議決権は、各社1票とする。

携帯電話緊急充電器工業会 規約

第22条（運営委員会）

運営委員会は、原則として年4回開催する。

但し、上記以外は、必要に応じて招集する。

運営委員会は、本規約に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 本会の目的を遂行するために必要な規定の制定又は、改廃。
- (2) 本会の事業を運営する上で必要な事項。
- (3) 委員会より承認を求められた諸規定及び必要な事項。
- (4) 総会に提出する議案。
- (5) 顧問に対する顧問料。
- (6) 原則として全ての運営委員、副会長、会長は無報酬とするが、必要に応じての謝礼金。
- (7) 会員の入退会に関する事項。

監事は、必要に応じて運営委員会に出席することができる。

各委員会は、運営委員会に出席して、所轄事項を報告する。

第23条（委員会）

第11条の事業を円滑に遂行するために委員会を設ける。

運営委員会は、全ての委員会の案を審議し、採否する権利とする。

- (1) 委員会は、運営委員会・技術委員会・広報委員会の3つの組織とし、その長を委員長とする。

委員長は、運営委員を兼務可能とする。

- (2) 各委員会の役割

運営委員会 = 会全体の運営、連絡業務、会計業務を行う、他の委員会案の採否。

技術委員会 = 表示の統一、測定方法の統一など会員の統一指針を作成。

広報委員会 = 会の広報（HP）、表記に関する説明、緊急充電器普及のPR等を行う。

- (3) 各委員会は、必要に開催する。
- (4) 委員会の構成及び細則は、別途必要に応じて定める。

第8章 会計

第24条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第25条（経費）

本会の経費は、入会金、会費、寄付金で支弁する。

第26条（決算）

会長は、次の書類を監事の監査を経て定時総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書。
- (2) 会計帳簿。
- (3) 余剰金または、欠損の処理案。

第9章 入会金、会費、特別会員費

第27条（入会金及び会費）

入会金は、全て20,000円とする。

（1）正会員の会費は、年会費 60,000円とする。

（2）会員は、別途必要に応じ、事業協賛金を提供可能とする。

（3）年会費は、本会の口座に毎年3月末日までに全額を会員が振込料負担で送金することとする。

（4）途中入会については、別途取り決める。

第10章 解散および精算

第28条（解散）

本会は、総会の決議によって解散する。

第29条（精算）

本会が解散したときは、会長が精算人となる。

但し、総会の決議によって会員の中から清算人を選任することができる。